

令和 8 年度
東松島市矢本海浜緑地パークゴルフ場
指定管理者募集要項

令和 8 年 9 月

東松島市教育委員会
教育部生涯学習課

東松島市矢本海浜緑地パークゴルフ場指定管理者募集要項

1	施設の設置目的.....	1
2	施設の概要（詳細は仕様書参照）.....	1
3	指定期間.....	1
4	指定管理者が行う管理の基準.....	1
5	開設期間及び休場日.....	1
6	利用時間.....	1
7	指定管理者が行う業務の範囲.....	2
8	自主事業.....	2
9	利用料金.....	2
10	指定管理業務に係る経費.....	2
11	申請資格.....	3
12	指定管理者選定日程.....	4
13	申請方法等.....	4
14	申請書類.....	5
15	選定の方法.....	7
16	選定の基準.....	7
17	選定審査.....	7
18	問い合わせ先及び関係書類の提出先.....	7

東松島市矢本海浜緑地パークゴルフ場指定管理者募集要項

東松島市では、東松島市矢本海浜緑地パークゴルフ場（以下「矢本海浜緑地パークゴルフ場」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行い利用者・利用団体へのサービス向上を図るため、地方自治法第244条の2第3項及び東松島市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、次のとおり矢本海浜緑地パークゴルフ場の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 施設の設置目的

矢本海浜緑地パークゴルフ場は、市民の健康増進及び交流促進並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生きがいに満ちた心豊かな地域づくりに寄与することを目的に設置しています。

2 施設の概要（詳細は仕様書参照）

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 矢本海浜緑地パークゴルフ場 |
| (2) 所 在 地 | 東松島市みそら一丁目2番地1外（県立都市公園矢本海浜緑地内） |
| (3) 開設年月日 | 平成31年4月26日 |
| (4) 敷地面積 | 約8.0ha |
| (5) 駐車場 | 約3,146㎡（約92台） |
| (6) 施設内容 | パークゴルフ場
休養施設（鉄骨造3階建 延床面積502.32㎡）、避難築山 |

3 指定期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間とします。ただし、指定期間中に管理運営を継続することが適当でないと認められるときは、業務停止命令又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

4 指定管理者が行う管理の基準

東松島市矢本海浜緑地パークゴルフ場条例（平成30年東松島市条例第26号）及び東松島市矢本海浜緑地パークゴルフ場施行規則（平成31年東松島市規則第11号）の規定に基づき管理することとします。

5 開設期間及び休場日

開設期間は通年とします。ただし、12月29日から同月31日及び1月1日から同月3日の期間は休場日とします。

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市の承認を得て、また、天候の状況（荒天、台風、雷等）により利用者の安全確保に影響を及ぼす場合等は、これを変更し、又は休場日を定める事ができるものとします。

6 利用時間

矢本海浜緑地パークゴルフ場の利用時間は、次に掲げるとおりといたします。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市の承認を得て、これを変更することができるものとします。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 4月1日～10月31日 | 午前8時30分から午後5時まで |
| (2) 11月1日～3月31日 | 午前9時から午後4時まで |

※夏季期間における利用時間変更の可能性あり

7 指定管理者が行う業務の範囲

「4 指定管理者が行う管理の基準」を踏まえ、下記の業務を行うものとし、具体的内容及び履行方法については、仕様書等によるものとします。

- (1) パークゴルフ場の運営に関すること
- (2) パークゴルフ場の管理に関すること
- (3) パークゴルフ場の利用促進に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市、又は指定管理者が必要と認めること

8 自主事業

指定管理者は、自主財源の負担と責任において施設の設置目的を効果的に達成するため、本施設を活用し自主事業を実施できることとします。なお、実施にあたっては、あらかじめその内容等について、事業計画書に掲げる等、事前に市と協議が必要となります。

施設の効用を高めるための創意工夫を活かした自主事業の提案は指定管理者選定の審査において重視されるので、積極的に提案願います。

- (1) 自主事業とは、指定管理者が施設内においてイベント、飲食事業、物品販売、その他の通年実施する事業等（施設の利用料金以外の料金を利用者から別途徴収し収入を得る行為）をいいます。
- (2) 自主事業で得た収入は指定管理者に帰属します。ただし、実施に要する経費は指定管理料には含みません。
- (3) 自主事業実施の可否は施設設置目的に照らし判断するため、設置目的に相応しくないと判断される事業の場合は承認しないこともあります。また、自主事業の実施が本来の指定管理業務に支障を与えていると判断される場合、自主事業の改善又は中止を命じる場合があります。
- (4) 自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性があれば、その旨を事業計画書に明示してください。

9 利用料金

(1) 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金制度を採用します。施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入となります。

(2) 利用料金額

利用料金額は、条例で定める額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める事ができます。なお、消費税及び地方消費税は、利用料金の内税として取り扱うこととします。

(3) 駐車場は、無料施設とします。

10 指定管理業務に係る経費

(1) 管理経費

東松島市が支払う指定管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）は、指定管理者が提出する収支計画書における提案額を参考にし、市と指定管理者が協議の上決定します。なお、指定期間4年間の指定管理料の総額の上限額は下記のとおり、52,128千円としますが、指定管理料が不要（0円）及び管理運営に係る利益等の一定額、又は一定割合を市へ納付すること等の事業計画書、収支計画書の提案も可とします。

なお、指定管理料には人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費、委託料、消

費税及び地方消費税に要する経費等のすべてを含むものとします。

管理委託料の総額 指定期間合計 52, 128千円

(2) リスク分担

東松島市と指定管理者のリスク分担の基本的事項は、仕様書別表2「リスク分担表」に示すとおりとします。

(3) 会計年度区分

会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとの区分とします。

(4) 指定管理料の支払方法

指定管理料の支払い時期は、原則として、会計年度ごとに、指定管理者の請求に基づき四半期ごとに分割して支払います。

(5) 区分会計と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理することとし、市が要求した場合には、会計簿類の書類を開示いただきます。

また、他の「公の施設」の指定を受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理いただきます。

11 申請資格

(1) 法人格を有する東松島市内に事業所、営業所若しくは事務所を置く団体とします。

(2) 団体又は、その代表者が次の者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から起算した2年間を経過していない者

オ 国税及び地方税を滞納している者

カ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者

キ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者

ク 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者

ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）である者又はその構成員を含む。（以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にある者

コ 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て

- (イ) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立て又は平成１２年３月３１日以前に、同法附則第３条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立て
- (ウ) 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第３条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正１１年法律第７１号）第１３２条又は第１３３条の規定による破産申立て
- (エ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成１７年法律第８６号）第５１１条に基づく特別清算の申立て

12 指定管理者選定日程

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 募集要項の配布開始 | 令和８年９月 ７日（月） |
| (2) 質問受付 | 令和８年９月１４日（月） |
| (3) 質問書提出期限 | 令和８年９月２４日（木） |
| (4) 質問回答 | 令和８年９月２９日（火） |
| (5) 申請受付 | 令和８年１０月１日（木） |
| (6) 申請書提出期限 | 令和８年１０月９日（金） |
| (7) 選考審査 | 令和８年１１月１７日（火） |
| (8) 選考審査結果通知 | 令和８年１１月中旬 |
| (9) 仮協定の締結 | 令和８年１１月中旬 |
| (10) 指定議案の議決 | 令和８年１２月上旬 |
| (11) 指定の通知及び公示 | 令和８年１２月中旬 |
| (12) 業務引継ぎ等 | 令和９年１月下旬～３月上旬 |
| (13) 業務開始 | 令和９年４月１日（木） |

13 申請方法等

- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間
令和８年９月７日（月）から令和８年１０月９日（金）まで
 - イ 配布方法
市ホームページからダウンロード又は東松島市教育委員会教育部生涯学習課にて配布します。（午前９時から午後５時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 質問書の受付
 - ア 受付期間
令和８年９月１４日（月）から令和８年９月２４日（木）まで
 - イ 受付方法
「矢本海浜緑地パークゴルフ場の指定管理者募集に係る質問書」（要項別紙様式１）に質問事項を記入し、郵送又はFAXで御提出ください。
※注１ 電話や口頭等の質問は受付できません。
※注２ 審査への質問は受付できません。
- (3) 質問の回答
令和８年９月２９日（火）にFAXにより回答します。
（市ホームページでも公開いたします。）
- (4) 申請書の受付
 - ア 提出期間
令和８年１０月１日（木）から令和８年１０月９日（金）午後５時まで必着

- イ 提出方法 東松島市教育委員会教育部生涯学習課に直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれか）とします。（午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。））（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ウ 提出場所 宮城県東松島市矢本字大溜 1 番地 1
東松島市教育委員会教育部 生涯学習課
電話 0225-82-1111 内線 3332
- エ 提出部数 正本 1 部及び副本 1 7 部（副本は複写可）とする。
（A 4 フラットファイルとし表紙、背表紙に申請団体名を記載願います。）

14 申請書類

様式については、添付書類を参考とし、作成してください。

- (1) 指定申請書（提出書類①及び提出書類①別紙）
- (2) 申請資格に関する申立書（提出書類②）
- (3) 団体の概要、役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類（提出書類③）
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - イ 定款、規約その他これらに相当する書類
 - ウ 印鑑証明書（3 箇月以内）
- (4) 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務不存在申立書（提出書類④）

この場合における納税証明書については、公募の開始日以降に交付されたものであり、全税目について未納がないことを証明するものであること。地方税の納税証明書は、主たる事業所の所在地の都道府県及び市町村の発行するものとする。ただし、本市が課税する税目について納税義務がある場合には、本市の納税証明を含む。
- (5) 申請価格に関する書類（提出書類⑤）

提出書類⑤の空欄について、積算し作成してください。

指定管理料については、一般管理費、租税公課等の一切を含む金額で、各年度ごとに積算してください。
- (6) 管理を行う公の施設の事業計画書（提出書類⑥）

「東松島市矢本海浜緑地パークゴルフ場事業計画書」
- (7) 当該団体の経営状況を証明する書類（提出書類⑦）
 - ア 申請日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）の収支（損益）計算書及びこれらに相当する書類（既に財産的取引活動を行っている団体に限る。）
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している場合のみ。）
 - ウ 申請日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、直近の事業年度に係る当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - カ 法人等概要書（所在地、従業員数、経営理念、方針、組織、売上高等を記載した書類（パンフレット等に記載がある場合は、パンフレットでも代用可）
 - キ 障害者や高齢者等の雇用及び女性活躍推進の取り組みの促進等に係る確認書（団体が申請、取得している場合のみ）

項目	書類名	備考
障害者雇用率の達成	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し	・基準日が令和8年6月1日現在の状況を公共職業安定所に提出したもの ・常用雇用労働者数が43.5人以上の団体が対象
	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付書の写し	・令和8年度及び令和7年度申告分 ・常用雇用労働者数が100人超の団体で法定障害者雇用率に満たない団体のみ対象
	「障害者の雇用状況に係る報告について」（要項別紙様式2）	・常用雇用労働者が43.5人未満の団体で障害者を雇用している団体が提出
高年齢者の安定した雇用の確保	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定める高年齢者雇用状況報告書の写し又は就業規則等	・基準日が令和8年6月1日現在の状況を公共職業安定所に提出したもの（おおむね常用雇用労働者が20人以上の団体を対象） ・上記報告書の写しに代えて65歳以上への定年の引き上げ又は定年の定め廃止を確認できる就業規則等の提出でも可
女性活躍推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき厚生労働大臣に提出した「一般事業主行動計画」の写し	・常用雇用労働者数が101人超の団体のみ対象

※注1 証書類は、証明年月日が申請書提出日の3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。なお、複写機による写しでも差支えありません。

※注2 職員の確認をするため社会保険加入届の控又は確認通知書あるいは源泉徴収簿又は給与台帳の写しを提出してください。

※注3 提出された書類は返却いたしません。また、東松島市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

※注4 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は必要に応じ、申請書類の全部又は一部を使用又は複写できるものとします。

※注5 市が必要と認める場合、追加書類の提出を求める場合があります。

※注6 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(8) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書及び同意書（提出書類⑧）

15 選定の方法

指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定基準に基づき、総合的に審査し、指定管理者の候補者の選定を行います。

16 選定の基準

- (1) 市民の平等な利用が確保され、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して人員、試算、その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。
- (5) 市民の声が反映される管理が行われること。
- (6) 市内の市民センター等と連携した初心者向け教室や体験会等を実施するなど、幅広い世代への普及と競技人口の拡大に向けた具体的な取り組みが提案されていること。

17 選定審査

(1) 審査方法

選定委員会に対して、提案内容に関するプレゼンテーション（20分程度）を行い終了後にヒアリング（15分程度）を行います。（プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードは市で用意します。）

(2) 選定対象からの除外

下記の事項に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ア 選定委員会に対し、不当な要求を申し入れた場合
- イ 選定委員会委員に対し、指定管理に関して、個別に接触した場合
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 申請書提出期限までに所定の書類が提出されなかった場合
- オ 複数の事業計画を提出した場合
- カ 提出後に事業計画の内容を変更した場合

18 問い合わせ先及び関係書類の提出先

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字大溜 1 番地 1

東松島市教育委員会教育部生涯学習課

電話 0225-82-1111 内線 3332 FAX 0225-82-6933